

令和 7 年度
新城市第二種特定鳥獣管理計画
(ニホンザル) 実施計画

令和 7 年 4 月



新 城 市

令和7年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

ページ

1	管理すべき鳥獣の種類.....	1
2	計画の期間.....	1
3	管理すべき区域.....	1
4	現状.....	1
	（1）生息環境と土地の利用状況.....	1
	（2）生息状況.....	2
	（3）被害の状況.....	2
	（4）対策の実施状況と評価.....	5
5	評価.....	8
6	管理の目標.....	8
	（1）群れ単位での管理.....	8
	（2）目標.....	9
	（3）目標を達成するための施策の基本的考え方.....	10
7	数の調整に関する事項.....	11
	（1）前提.....	11
	（2）捕獲計画（市町村単位）.....	11
	（3）捕獲計画（群れ単位）.....	11
	（4）計画を達成するために実施する対策.....	11
8	被害防除対策に関する事項.....	11
	（1）実施計画.....	11
	（2）計画を達成するために実施する対策.....	12
9	生息環境管理に関する事項.....	12
	（1）実施計画.....	12
	（2）計画を達成するために実施する対策.....	13
10	その他の管理のために必用な事項.....	13
	（1）実施計画の実施体制.....	13
	（2）市街地出没への対応.....	14
	（3）錯誤捕獲の防止に係る対応.....	15
	（4）感染症への対応等及び安全対策に関する配慮.....	15

令和7年度新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、市内全域（旧新城市（以下「新城地区」という。）、旧鳳来町（以下「鳳来地区」という。）及び旧作手村（以下「作手地区」という。））とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

ニホンザルの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1及び表2に示す。

ニホンザルは樹上でねぐらを構えることから樹木がないと生息できないため、山林近接地である里山が生息地であり、かつ、食糧となる農作物がないと生活もできない。市内での地域的な特色は、次のとおりである。

新城地区は中山間地域で水田が多く、山に隣接した里山から耕作地への出没が多い。また、畑地や樹園地の農作物、特に野菜、果樹等をニホンザルが好む環境にある。

鳳来地区は山村地域であり、山あい民家が点在し、その周りに小規模な田畑があり、被害を受けやすい。

作手地区は山村地域であるが、平均標高550m前後の準平原である。また、多くの動物の生息地であり、多種類の動物が生息していることから、山に隣接した水田や畑へ出没することが多い。

市内では、今まで山の中で生息していたが、被害農作物のある山林隣接地での増加が報告され、このままの生息数で安定させるのではなく、適正な生息数での安定が望まれる。

表1 林種別森林等面積

単位：ha

	総数	針葉樹		広葉樹		竹林		無立木地	
新城市	40,567	31,707	78.2%	8,378	20.6%	146	0.4%	336	0.8%

出典：2022年度 愛知県林業統計書（愛知県農林基盤局林務部林務課）

＊ 調査方法が異なるため下記の森林面積とは一致しない。

表2 土地利用面積（地目別）

単位：ha

	行政面積	農用地		森林		その他	
新城市	49,923	2,710	5.4%	41,412	83.0%	5,801	11.6%

出典：2023年版 土地に関する統計年報（愛知県都市交通局都市基盤部都市計画課）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンザルの分布域は、図1のとおり。新城市では、ほぼ全域に分布していることが確認できる。

ニホンザルは基本的に群れ単位で行動する動物であるため、群れごとの管理方針を決定していくことが望ましい。愛知県が実施したアンケート調査及び聞き取り調査の結果は図2のとおりで、新城市内には、13群の群れが分布しているとされている。

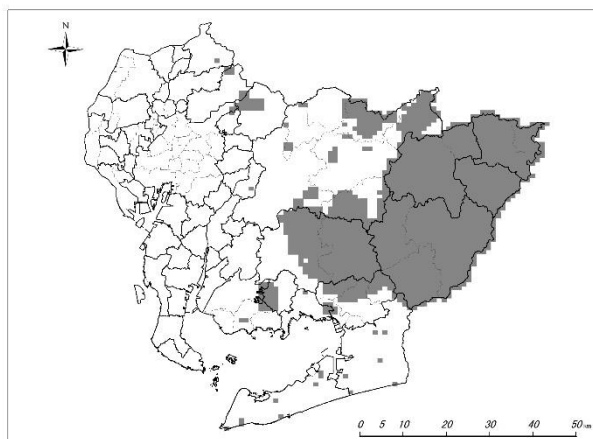


図1 愛知県における分布域（R2年度）

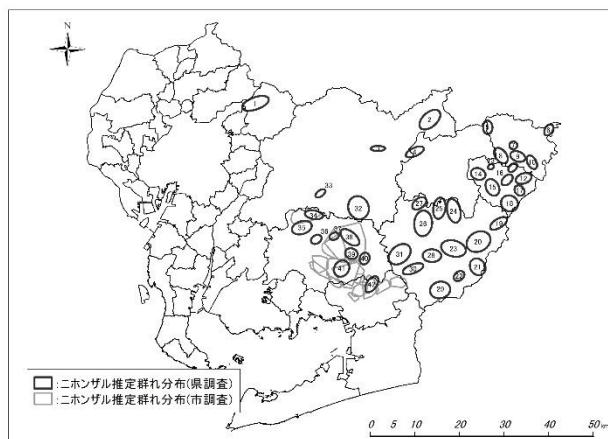


図2 愛知県における群れの推定分布図（R2年度）

新城市においても、ニホンザルの群れは原則として隣接して分布するため、現在群れが確認されている地域以外にも群れが分布している可能性がある。

（3）被害の状況

ア 被害状況（市町村単位）

対象区域における令和3年度から令和5年度までの被害状況を表3に示す。被害面積は0.7～1.2ha、被害量は1.2～1.5t、被害金額は163千円～207千円と年度によってばらつきがある。また、特に被害が大きい作物として、新城地区では柿、鳳来地区ではサツマイモ、作手地区ではトウモロコシとなっ

ている。なお、数値については、各年度とも調査精度が低いため、実際は数倍程度の被害があるものと推測される。

表3 新城市における被害の状況

	R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
新城地区	0.4	0.5	66	0.6	0.6	100	0.4	0.6	128
鳳来地区	0.4	0.5	73	0.4	0.4	64	0.2	0.6	27
作手地区	0.3	0.5	68	0.2	0.2	31	0.1	0.1	8
計	1.1	1.5	207	1.2	1.2	195	0.7	1.3	163

出典：新城市農業課調べ

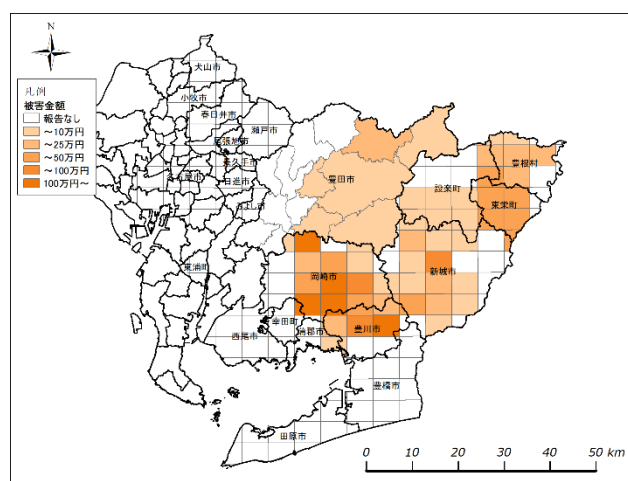


図3 愛知県における農業被害額（R5 年度）

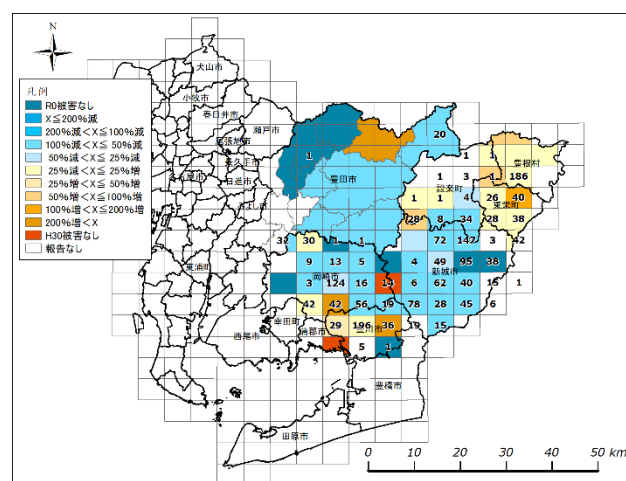


図4 愛知県における農業被害額の変化（H30→R5 年度）

イ 加害レベルについて

群れで行動するニホンザルは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、管理を行ううえで「加害レベル」という概念が示されている。

加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの害性の度合を6段階で評価するものである。加害レベルの考え方及び判定表は表4から表6のとおり。

表4 ニホンザルの加害レベルに係る考え方について

レベル0	サルは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル1	サルは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2	サルは季節的に農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体がでてくることはない。
レベル3	サルは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4	サルは群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル5	サルは群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

表5 加害レベル判定表

ポイント	出沒頻度	平均的な出沒規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいたためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出沒が多いまたは群れのごく一部が出沒	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出沒が多いまたは群れの一部が出沒	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落でみかける	10～20頭程度の出沒が多いまたは群れの半数程度が出沒	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出沒が多いまたは群れの全体(あるいは大半)が出沒	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化(繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

表6 群れの加害レベルとポイント

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版・（2024年5月）」

(4) 対策の実施状況と評価

新城市では、群れの詳細な分布状況及び加害レベルを特定できていない。愛知県の第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）では、被害の状況等から、（新城市・東栄町・設楽町では加害レベル2～3であり、瀬戸市・豊根村では加害レベル2）と推定されている。

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和5年度の捕獲分布図は以下のとおり。

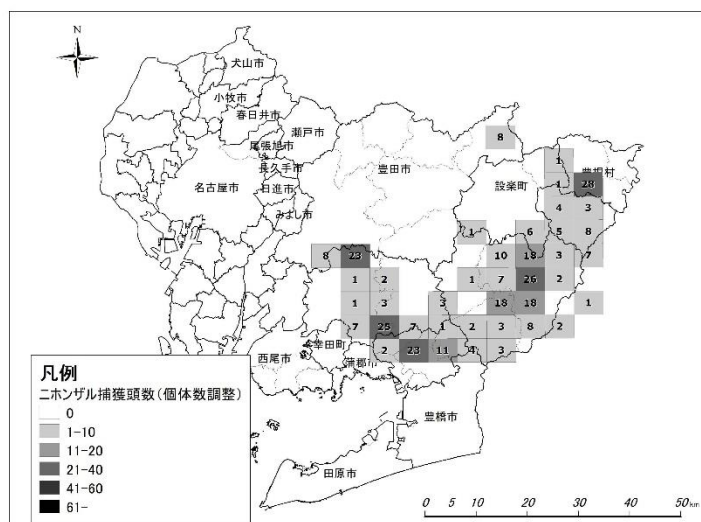


図5 愛知県における捕獲分布図（R5年度）

市内の個体数調整等による捕獲数を表7に示す。

表7 新城市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
新城地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	25	18	24	26	53
		罠	2	8	17	1	29
鳳来地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	40	43	85	81	181
		罠	13	8	49	19	48
作手地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	2	10	6	2	8
		罠	0	0	0	0	0

現時点では、群れ単位での捕獲は実施していない。

イ 被害防除に係る対策

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策として防護ネット、電気柵の設置が各々の地域の状況に応じて実施されている。

表 8 新城市における防除対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
新城地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシ・シ柵※)	—	—	—	—	—
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	追払い・追上げ	—	—	—	—	—
	その他(内容)	—	—	—	—	—
鳳来地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシ・シ柵※)	—	—	—	—	—
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	追払い・追上げ	—	—	—	—	—
	その他(内容)	—	—	—	—	—
作手地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシ・シ柵※)	—	—	—	—	—
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	追払い・追上げ	—	—	—	—	—
	その他(内容)	—	—	—	—	—

ウ 生息環境管理に係る対策

環境管理として藪の刈り払い、未収穫農作物の回収などが各々の地域の状況に応じて実施されている。

表 9 新城市における生息環境管理対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
新城地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
鳳来地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
作手地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—

5 評価

現在のところ、銃及び囲いわなによる捕獲と電気柵による防除は「効果あり」と評価されており、両方を組み合わせた被害防除が、より効果的である。

電気柵については、コスト面での負担が大きいため、市としては電気柵の設置者に対し補助をしている。

また、今後に向けた課題として、捕獲従事者の養成や集落への指導等、地域内での連携及び意思統一が必要となっている。

表 10 新城市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策				
		銃	罠	防護ネット	防護柵(イシ用)	防護柵(イシ・沓用)	複合柵(防護柵+電気柵)	電気柵
新城地区	増加傾向	○	○	△	—	—	—	○
鳳来地区	減少傾向	○	○	△	—	—	—	○
作手地区	減少傾向	○	○	△	—	—	—	○

	被害防除対策		生息環境管理対策		
	追払い・追上げ	その他(内容)	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他(内容)
新城地区	—	—	△	○	—
鳳来地区	—	—	△	○	—
作手地区	—	—	△	○	—

※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) 群れ単位での管理

サルは群れ単位での管理を基本としているため、愛知県では市町村単位でのエリア区分は行っていない。

新城市においても、その考え方を踏まえ、最終的には群れ単位での管理を目標とする。現状では、群れの分布状況や加害レベルについて不明なことが多いため、群れの分布状況の把握や加害レベルを判定する根拠となる情報（集落への出没頻度、出没規模、被害の発生状況等）の収集に努めることとする。現時点では、現在発生している被害に対し、捕獲や防除対策等の対策を実施することで、農作物等への被害を防止する。

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

農地、集落等における出没情報等を集積及び活用し、ニホンザルを誘引しにくい農地周辺環境等の管理を重点的に実施するとともに、適切な被害防除対策及び加害固体及び加害個体群を中心とする個体数調整を行うことにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とニホンザルとの適切な関係を構築する。

具体的には、群れごとの加害レベルの把握を進め、計画的な捕獲等によって加害レベルを減少させることにより、分布の拡大防止及び縮減、農業被害等の未然防止又は減少を図る。

まず、各市町村の管内に分布する群れについて、加害レベルの判定を行う。次に、加害レベルを判定できた群れに関しては、そのレベルに応じた捕獲等の対策を順次実施し、加害レベルを減少させる。加害レベルの指標としては、出没頻度、出没規模などがあり、これらを減少させることにより、加害レベル全体を減少させることができる。

農業被害の程度を評価するには、被害額を用いるのが一般的であるが、地域ごとに営農規模が異なり、数値化できない部分もあるため、具体的な数値で評価するのは難しい。そのため、農業被害額、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画の被害軽減目標の達成状況を指標とし、評価を実施する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図6参照)。

また、捕獲目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

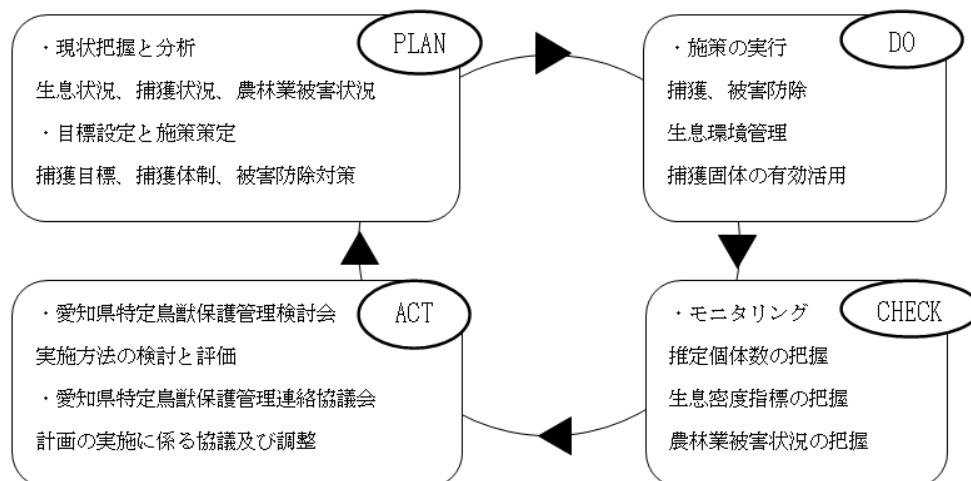


図6 順応的管理の概念図

イ 地区に合った活動への取り組み

鳥獣による被害対策は、捕獲、被害防除対策、生息環境整備等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内全域の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知等することで、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

ウ 農林業被害等の未然防止対策

次の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。
- ・農地等への侵入を防ぐため、柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・農地周辺の藪の刈り払いの実施や未収穫物、生ごみ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理を実施するように各集落への指導を行う。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、群れ単位での管理を基本としている。

(2) 捕獲計画（市町村単位）

被害状況に適した捕獲圧となるように数の調整を行い、捕獲目標の達成を図る。

表 11 新城市における令和 7 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罟	
新城地区	37	3	40
鳳来地区	126	29	155
作手地区	5	0	5
計	168	32	200

令和 5 年度までの捕獲実績及び令和 6 年度の捕獲見込みを考慮し、令和 7 年度は 200 頭を捕獲目標とする。

(3) 捕獲計画（群れ単位）

現時点では、新城市における群れの分布状況及び加害レベルが不確かであることから、群れ単位での捕獲目標は設定しないこととする。

(4) 計画を達成するために実施する対策

○市内全域において捕獲を強化する。

○最適な捕獲数の検討

捕獲従事者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。これにより、農作物被害を未然に防ぐ適正な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

銃及び囲いわなによる捕獲と電気柵による防除を組み合わせる事が、より効果的であるため、引き続き推進していく。

「効果あり」と評価されている電気柵については、引き続き設置者に対する補助を実施していく。

また、捕獲従事者の養成、集落への指導等についても継続して行っていく。

表 12 新城市における令和 7 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策						
	防護ネット	防護柵 (イノシ 用)	防護柵 (イノシ・ シ用※)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	追払い・ 追上げ	その他 (内容)
旧新城市	実施	—	—	—	実施	—	—
旧鳳来町	実施	—	—	—	実施	—	—
旧作手村	実施	—	—	—	実施	—	—

（２）計画を達成するために実施する対策

農家、農協、林業家、森林組合の連携により、最適な防除対策を講じる。市及び県は、これを支援する。

9 生息環境管理に関する事項

（１）実施計画

市内における鳥獣保護区は 4 箇所（新城市区域分 2,750ha、（1 箇所です市界を越えて指定。設楽町(7ha)は外数））が指定されており、その全てにニホンザルは分布している。

ニホンザルの生息域は、以前は山の中と言われていたが、今ではエサを求めて人里近くに現れ、そのまま現在の生息分布域となっている。森林の間伐等の適正な維持管理を行っても、餌場となる山に木の実がなければ追い払うこと（山上げ）もできない。そのため、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林を育成し、ニホンザルの生息可能な環境を整備する。

農地、集落周辺における立木や藪は、ニホンザルが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、地域住民や農家は枝払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミの放置は、ニホンザルの餌場となり、ニホンザルを誘引することになるため、農家及び地域住民等は適切に処分するように指導を行う。

これらの環境整備を進め、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることで、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

表 13 新城市における令和 7 年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
新城地区	実施	実施	—
鳳来地区	実施	実施	—
作手地区	実施	実施	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

ニホンザルを寄せ付けないための藪の刈り払い、未収穫農作物の回収などの環境管理は、被害者、地域住民及び関係団体等が一体となって行う。

また、市及び県による森林の管理にあたっては、間伐を実施するなどの野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

計画作成体制

市を中心に利害関係者、関係団及び関係機関が協議して実施計画を作成する。

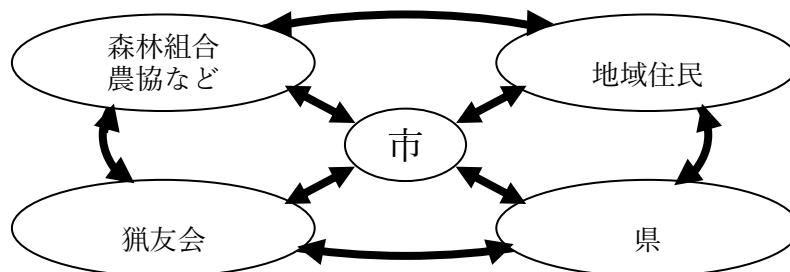


図7 計画作成の協議イメージ

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

状況の把握収集体制

○ 被害状況

・ 農林業被害

農協、農家、森林組合、林業者、地域住民が被害状況を把握し、市(農業課)に連絡する。

・ 生活環境被害

地域住民、市(農業課)、県、警察などが状況を把握し、市(環境政策課)に連絡する。

○ 捕獲状況

・ 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容により、県から市に連絡する。

※狩猟実績の集計を市は行わない。

・ 個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。

○ 生息状況

県が実施する生息状況調査(概ね5年毎)に加え、地域住民のほか、魚釣りや山菜取り等で地域に入る人から目撃情報等を収集する。

捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。このため、被害者、地域住民及び関係団体等が協力して、ニホンザルの出没情報を市及び捕獲者に提供し、効率的な捕獲を支援する。また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しいことから、わなによる捕獲についても奨励する。

また、狩猟免許取得に係る講習会費用の一部を補助し、狩猟免許取得の意思がある者に対して支援を行い、捕獲の担い手確保に努める。

平成24年度から鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急性を要する農作物被害情報・出没情報等に対し、速やかな対応を実施している。

(2) 市街地出没への対応

近年、ニホンザルが市街地等に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事例が発生しており、今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、ニホンザルの出没を抑制するための対応、出没した時の対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

ハナレザル等の突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートの遮断も検討する。

市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出没する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、市等により周辺住民の安全を確保した上で実施する。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 の住居集合地等での麻酔銃猟の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第 37 条の危険猟法の許可を取得したうえで行う。

また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サルの捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。

ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラによる事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制の整備に努める。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることによって感染する B ウイルスがある。

このため、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。